

審査請求書の提出期限の延長等に関するFAQ

令和2年9月

新型コロナウイルス感染症の影響により、審査請求書の提出期限までに審査請求書の提出が困難な方々のために、個別の申告期限延長の手續等について取りまとめましたので、参考としてください。

目次

- 問1. 審査請求書の提出期限（不服申立期間の末日）について、個別延長は認められますか。
- 問2. どのような場合に、個別延長が認められますか。
- 問3. 既に（通常の）審査請求書の提出期限を6ヶ月近く過ぎているのですが、個別延長の申請をすれば、審査請求が認められる余地はありますか。
- 問4. 個別延長が認められた場合には、審査請求書の提出期限はいつになりますか。
- 問5. 個別延長する場合には、どのような手続きが必要となりますか。
- 問6. 個別延長の申請をした結果、当該申請が認められたかどうかについて、どうやって知ることができますか。
- 問7. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により外出を控えています。個別延長に係る審査請求書を提出するために、国税不服審判所まで行く必要はありますか。
- 問8. 既に審査請求をしていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、「面談日を延期したい」場合や、「反論書等の提出期限までに提出できない」場合には、どうすればよいでしょうか。
- 問9. 新型コロナウイルス感染症の影響により、代理人（税理士等）からも「面談日や反論書の提出が、当初の予定よりも相当遅れている」と言われています。今後の審理予定はどうなりますか。

〔総論〕

問1. 審査請求書の提出期限（不服申立期間の末日）について、個別延長は認められますか。

答. 新型コロナウイルス感染症の影響により、審査請求書をその提出期限（不服申立期間の末日[通法77①②]をいいます。以下同じ。）までに提出できないやむを得ない理由がある場合には、個別に申請していただくことにより提出期限の個別延長が認められます（通令3③）。

問2. どのような場合に、個別延長が認められますか。

答. 審査請求人（法人の場合は、当該法人の代表者等）が、新型コロナウイルス感染症に感染したような場合だけでなく、感染拡大防止のため外出を控えており、審査請求書の作成・提出が困難である場合などやむを得ない理由により審査請求書を提出期限までに提出できない場合に、提出期限の個別延長が認められます（通令3③）。

（注） 相続税に係る審査請求において、個別の申請により提出期限が延長されるのは、申請を行った相続人等のみとなります（他の相続人等の提出期限は延長されません。）。

（注） 滞納処分（差押えや公売公告処分など）に係る審査請求については、個別延長が認められない場合がありますので、ご不明の点がありましたら、最寄りの国税不服審判所（支所）にご相談ください。

問3. 既に（通常の）審査請求書の提出期限を6ヶ月近く過ぎていますが、個別延長の申請をすれば、審査請求が認められる余地はありますか。

答. 新型コロナウイルス感染症の影響により、提出期限までに審査請求書を提出できないやむを得ない理由がある場合には、個別に申請していただくことにより提出期限の個別延長が認められます（通令3③）。ご不明の点がありましたら、最寄りの国税不服審判所（支所）にご相談ください。

問4. 個別延長が認められた場合には、審査請求書の提出期限はいつになりますか。

答. 審査請求書の提出期限の個別延長が認められた場合には、その審査請求書の提出期限は、原則として審査請求書の提出日となります。

（注） 審査請求書を、郵便又は信書便を利用して国税不服審判所に提出する場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日が提出期限とみなされます。

〔個別延長の申請手続〕

問5. 個別延長する場合には、どのような手続きが必要となりますか。

答. 審査請求書の次葉の「⑬ 正当な理由がある場合」欄に、「新型コロナウイルスによる不服申立期間の延長申請」である旨を付記してください（別途、申請書等のご提出は不要です。）。

問6. 個別延長の申請をした結果、当該申請が認められたかどうかについて、どうやって知ることができますか。

答. 個別延長の申請が認められた場合には、国税不服審判所の担当官から電話等の方法により、ご連絡させていただきます。

〔その他〕

問7. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により外出を控えています。個別延長に係る審査請求書を提出するために、国税不服審判所まで行く必要はありますか。

答. 審査請求書の提出については、審判所の窓口を持参して提出する方法のほかに、郵便又は信書便による提出やe-Taxによる提出もございますので、ご利用ください。

なお、国税不服審判所では、面談等を実施する場合において、職員は必ずマスクを着用する、面談室の換気を定期的に行う、使用後は消毒を行うなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めております。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

【既に審査請求書を提出されている方】

問8. 既に審査請求をしていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、「面談日を延期したい」場合や、「反論書等の提出期限までに提出できない」場合には、どうすればよいでしょうか。

答. 電話等により担当審判官（又は分担者）に連絡を取っていただき、面談日の延期や反論書等の提出期限の延長について、直接ご相談ください。

なお、面談等や反論書等の提出のために審判所に来所される際には、マスク等を着用し、感染拡大防止にご協力いただきますようお願いいたします。

問9. 新型コロナウイルス感染症の影響により、代理人（税理士等）からも「面談日や反論書の提出が、当初の予定よりも相当遅れている」と言われています。今後の審理予定はどうなりますか。

答. 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、審理手続等に遅延が生じ得ることをご承知おきください。

なお、審判所では、審査請求事件の標準審理期間を1年と定めておりますが、現在の状況を踏まえ、柔軟に対応させていただきつつ、適正・迅速に事件処理を進めて参ります。

※ このFAQは、当面の審査請求書の提出に関して寄せられた質問等について、令和2年7月1日現在の法令等に基づいて作成しています。詳しくは、最寄りの国税不服審判所（支所）にお尋ねください。

国税不服審判所における新型コロナウイルス感染症に関する対応等については、[こちら](#)をご覧ください。